

参考資料1

平成24年9月14日

大磯町長 中 崎 久 雄 様

大磯町消防審議会
会長 岩 田 全 弘

大磯町消防団組織の見直しについて（答申）

平成23年10月6日付け磯消第26号をもって諮問のあった標記のことについて、次のとおり答申します。

第1 諮問事項

本審議会に対して平成23年10月6日に諮問された事項は次のとおりである。

1 諮問事項

大磯町消防団組織の見直しについて

- (1) 消防団の適正配置及び適正数について
- (2) 消防団員の適正数について
- (3) その他必要な事項について

2 諮問理由

大磯町消防団は、以前から、他市町と比べて消防団数が多い、消防団車両の更新に費用がかかり過ぎる等、町議会及び財政当局等から指摘を受けている。

また、平成22年度に実施された行政評価事業で「消防団運営事業」が取り上げられ、庁内の2次評価並びに外部評価においても、適正な消防団数や団員数について消防団のあり方も含め、抜本的に見直しをしていく必要があるとの評価結果が出ている。また、消防団数等の見直しを図るためには、消防団のある地元地域住民の理解と協力が必要不可欠である。

消防団数等の町の見直し案を決定するにあたっては、上記諮問事項についての消防審議会の答申が必要なため諮問するものである。

第2 大磯町消防団の特徴

1 他市町村と比較して消防団の分団数が多い。

消防団は、地域から自発的に生まれた組織であり、様々な変遷を経て今

日に至っている。

大磯町消防団は、明治22年3月、壮年者（後の若者組及び青年会の前身）が町内単位の自衛消防組を組織したのが始まりであり、昭和29年に大磯町と国府町が合併したのを受け、昭和30年6月1日に結団された。

構成については、結団当初は2本部10分団487名であったが、昭和34年4月1日に1分団25名、昭和38年4月1日に1分団20名、昭和40年4月1日には1分団15名と段階的に団員数を縮小し、現在の定数183名に至っている。

昭和45年4月1日、常備消防の整備のため、本部長副本部長制を団本部制とし、第1本部を第11分団（神明町、北本町及び北下町）と、第2本部を第12分団（月京）とした。この時点で第11分団及び第12分団を新設するのではなく他分団との統合を図るべきであったが、分団のできた経緯もあり実現しなかった。

また、二宮町と比較して大磯町の分団数は多いが、二宮町の面積は、大磯町と比較して約2分の1と狭いうえ、山間部も住宅地として分譲されており水利が整備されていることなどから分団数が少ないものである。さらに大磯町と同じ面積である葉山町は、分団数は少ないが、各分団が班制をとっており、団員数は、大磯町よりも多く、車両やポンプもほぼ同様の数を確保している。

2 第3分団は、南本町、南下町、茶屋町、裡道及び台町という5地区 1,784世帯を受持ち範囲としているが、消防団員は定数15名に対して実員8名と少なく充足されていない。

第3分団は、長年にわたり団員不足が続いており、地域の即時対応力を確保するうえから、受持ち5地区の区長と大災害時の対策、とりわけ消防体制の強化や自主防災力の強化について十分、話し合うことが必要である。

3 第8分団（寺坂）が受持ち範囲の世帯数は120世帯、第9分団（虫窪）は93世帯、第10分団（黒岩、西久保）は146世帯と他分団の受持ち世帯と比較すると少ない。

第8分団、第9分団及び第10分団は、他分団と比較して受持ち世帯数が少ない。しかし、災害時において土砂崩れ、倒木等により道路が寸断された際には地域が孤立する危険性が大きく、消防団による早期の人命救助や初期消火が非常に重要である。また、山間部の火災では水利が無い所があり、マンパワーによるホースやポンプを用いた消火活動が必要になる。

山間部の火災という面では、第1分団（高麗）、第2分団（東町、長者町及び山王町）、第3分団及び第11分団についてもその受持ち範囲の北側に急傾斜地が多く点在しており、西部地域3か分団以上にマンパワーによる消火活動が必要になる。「東部地域と西部地域」や「山間地域と海岸地域」に分かれて火災や災害等が発生した際には、町内の東西南北に点在する消防分団

は、交互に協力して消火作業等に従事することができる。つまり、受持ち世帯は少ない消防分団であっても大磯町全体では様々な火災や災害等に対し協力しあうことで強力な効果が期待できる。

4 石神台地区を受持ち範囲としている消防分団が無い。

石神台地区は、自主防災組織を結成し、活動することにより防災力向上に努力しているが、受持つ消防分団が無いことは、消火栓、街頭消火器等の消防水利の把握の観点からも好ましくない。今後、石神台地区とよく協議し受持ち分団を決定し、日頃起きる風水害はもとより、火災や大規模災害に備える体制を整備しておくことが望まれる。

第3 答申

東日本大震災の発生を受け、国を挙げて国民の安全確保のために消防団及び消防団員の増強が叫ばれている現在、消防分団の統廃合や消防団員の削減も含めた検討は、非常に難しい課題である。しかし本審議会は、諮問された「消防団の適正配置及び適正数」等の事項を審議するに当たり、事務局に対し、大磯町消防団の現在に至るまでの歴史的背景、特徴等に関する資料の提出を求め、消防団員のヒアリングを実施し、慎重に審議を重ねた上で、以下に答申をまとめた。

1 消防団の適正配置及び適正数について

大磯町消防団は、地域から生まれ地域に根ざして火災や地震などの災害から町民の生命や財産を守るため、消防組織法に基づき設置されている消防機関で、地域における消防防災の要として、地域に密着し、地域の安心安全を守っている。

また、本町のような小規模な自治体にとっては、常備消防を補う組織として、消防署と協力・連携し、活動しており、災害活動上なくてはならない存在となっており、地域の分団として現在に至っている。

しかし第11分団及び第12分団は、大磯町と国府町の合併という歴史の中で当時の東西2本部が分団として存続してきたものである。

- (1) 第11分団については、近接している第3分団と統合することで第3分団の団員不足による即時対応力の不足も補うことができるとともに第3分団及び第11分団という消防機関の近接配置も解決できると考える。
- (2) 第12分団については、受持ち分団の無い石神台地区を担当することにより引き続き存続させることが望ましい。
- (3) 分団員のうち町内勤務者が1名のみという即時対応力の不足を補わなければならない分団もあるので町内勤務者を増やし即時対応力を充実する必要がある。
- (4) 消防分団は、地域から生まれ地域に根ざして火災や地震などの災害から地

域住民の生命や財産を守っている。したがって社会情勢の変化もあり、消防分団の統廃合や受持ち範囲の調整を行う場合には、必ず地域と十分に議論したうえで実施すべきである。

2 消防団員の適正数について

消防団員の定数は、昭和40年以降183名となり、現在に至っている。消防団の業務は単に火災消火業務に止まらず、近年想定されている大災害に対しても人命救助等の多くの業務が想定される。定数が充足されていない現在、まず団員の確保が急務であり、人数、質共に充実した消防団員の確保に努力すべきである。

少子高齢化とともに消防団員のなり手が少なくなっているため、「大磯町」と「地域」が協働して消防団活動を広報し消防団員の確保に臨むべきである。また、女性消防団員の採用も検討する必要がある。

なお、第3分団と第11分団の統合に当たっては、定数を15名とするのではなく津波対策やポンプ操作など一定の消防力を保つため、定数を25名程度とするのが望ましい。また、第12分団については、定数が14名であるが、他の分団と同様定数を15名とすることが望ましい。

3 その他必要な事項について

- (1) 消防団員の充足、地域の自主防災組織の充実等については、消防団だけではなく、地域住民全員が防災の意識を持って地域防災力を向上させ災害時の即時対応力を付けなければならない。
- (2) 消防分団の車両整備が遅れていることについては、厳しい財政状況ではあるが、順次整備していくことが望まれる。
- (3) 津波対策として防潮堤門扉の閉鎖は、今後、報告予定である消防庁の「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」の報告書等を参考に消防団員の安全を確保したマニュアル等を作成し実施すること。なお、災害時要援護者の救助活動については、消防団は優先すべき消火活動、救助活動があるので地域で対応できるよう検討を進めるべきである。
- (4) 山間部の防火水槽の設置など消防インフラの整備と同時に、自主防災組織との連携強化に努力すべきである。
- (5) 消防団員の報酬や費用弁償等は、社会情勢の変化等に対応して見直しを図ること。
- (6) 社会情勢の変化もあり将来マンパワーによる消火活動もむずかしくなるので財政上、許される上限で常備消防の充実を図るべきである。

第4 資料

1 大磯町の消防分団の配置について

別添1 「消防分団受持ち区域・世帯数」

別添2 「消防分団詰所等位置図」

2 消防審議会委員

| 役職 | 氏名 | 備考 |
|-----|--------|----------------------|
| 会長 | 岩田 全 弘 | 区長連絡協議会会長 |
| 副会長 | 古瀬 信 雄 | 元平塚市消防長 |
| 委員 | 杉崎 英 雄 | 消防団長 |
| 委員 | 竹内 清 一 | 公募町民 |
| 委員 | 河野 真理子 | 会社役員 大磯町行政改革推進委員会委員 |
| 委員 | 佐藤 喜久二 | 会社役員 茅ヶ崎市市民安全部防災担当参与 |

| | | | 別添 1 |
|---------------|------|--------|--------|
| 消防分団受持ち区域・世帯数 | | | |
| 平成24年6月1日現在 | | | |
| 分団名 | 町 名 | 世帯数 | 世帯数 |
| 第1分団 | 高 麗 | 943 | 943 |
| 第2分団 | 東 町 | 730 | 2,181 |
| | 長者町 | 534 | |
| | 山王町 | 917 | |
| 第11分団 | 神明町 | 260 | 683 |
| | 北本町 | 142 | |
| | 北下町 | 281 | |
| 第3分団 | 南本町 | 87 | 1,784 |
| | 南下町 | 205 | |
| | 茶屋町 | 187 | |
| | 裡 道 | 76 | |
| | 台 町 | 1,229 | |
| 第4分団 | 西小磯東 | 1,133 | 1,619 |
| | 西小磯西 | 486 | |
| 第5分団 | 中 丸 | 988 | 2,103 |
| | 馬 場 | 1,115 | |
| 第6分団 | 国府新宿 | 1,216 | 1,216 |
| 第12分団 | 月 京 | 287 | 287 |
| 第7分団 | 生 沢 | 700 | 700 |
| 第8分団 | 寺 坂 | 120 | 120 |
| 第9分団 | 虫 窪 | 93 | 93 |
| 第10分団 | 黒 岩 | 89 | 146 |
| | 西久保 | 57 | |
| 受持ち分団無し | 石神台 | 713 | 713 |
| 合 計 | | 12,588 | 12,588 |

別添 2

